

東御市病院条例第38号

東御市病院等料金条例の一部を改正する条例

東御市病院等料金条例

区分		単位	金額
1 文書料	(1) 身体検査料	1通	2,200円
	(2) 普通診断書	1通	2,750円
	(3) 生命保険用診断(証明)書	1通	5,500円
	(4) 国民年金・福祉年金・厚生年金用診断書	1通	5,500円
	(5) 身体障害者診断書	1通	3,300円
	(6) 恩給診断書	1通	4,400円
	(7) 労災保険用診断書	1通	760円以上5,500円以下の範囲内で市長が定める額
	(8) 傷害事件用診断書	1通	3,300円
	(9) 自動車損害賠償責任保険用診断書(診療報酬明細書の証明を含む。)	1通	5,500円
	(10) 死亡診断書	1通	5,500円
	(11) 死体検案書	1通	7,700円
	(12) 諸証明書(上記証明書の一部を除く)	1通	1,100円
2 死体検案料		1件	5,050円に平成20年厚生労働省告示第59号別表第1に定める往診料に相当する額と自動車使用料を加えて得た額
3 自動車使用料	(1) 市内	1件	320円
	(2) 市外	1件	550円
5 病室使用料 特別療養環境室(差額ベッド代) <small>利用を希望される場合は、別途室料が必要となります。</small>	(1) 市民病院特室(230)	1日	5,500円
	(2) 市民病院個室(231、232、233、235、236、237、238、241、242)	1日	3,520円
	(3) 市民病院個室(211、212、213、215、216、217)	1日	3,300円
6 入院期間が180日を超えた日以後の選定療養費		1日	地域一般入院料 1,900円 地域包括ケア病棟入院料 1,000円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する